

随意契約理由書

社川及び北須川では、令和元年10月の台風19号に伴う出水により、越水氾濫が発生し甚大な浸水被害が発生した。

本業務は、今次洪水の社川流域における被災流量の規模を推定するとともに越水被害の要因を検証し、氾濫対策としての治水計画の検討を行う業務である。本業務を実施するにあたっては、河川事業等に関する専門的な知見はもとより、直轄事業との密接な調整やその対応にあたる高い専門分野の知識と適切な工程管理、調整能力など多様な技術能力を要件とした技術提案を公募し、随意契約を締結する。

ついでには、「社川筋外河川事業計画策定業務委託（河改・改良）公募型プロポーザル方式募集要領」に基づく公募型プロポーザル方式により実施し、所内プロポーザル審査委員会において、本業務に最も適した技術提案書を提出した1者が特定された。

以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」及び福島県財務規則施行通達第269条関係1－(3)に規定される「契約の内容又は性質上、2人以上の者から見積書を徴することが不適当であるとき」に該当するため、下記の者と単独随意契約することとした。

見積書を徴する相手方

商号又は名称 株式会社建設技術研究所 福島事務所

住 所 福島県福島市大町7－25

代表者氏名 所長 関 賢史